

新潟市秋葉区コミュニティセンター等 指定管理者申請者評価会議開催要綱

(設置)

第1条 新潟市秋葉区のコミュニティセンター，新津地域交流センター，新津地区勤労青少年ホーム及び小須戸地区ふれあい会館（以下「コミュニティセンター等」という。）の管理運営を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるにあたり，関連する分野の学識経験者等から専門的な意見を聴取し，候補者選定の参考とすることを目的として，「新潟市秋葉区コミュニティセンター等指定管理者申請者評価会議」（以下「評価会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 評価会議は，新潟市秋葉区のコミュニティセンター等について，指定管理者候補者を選定するにあたって，意見交換及び意見聴取を行うものとする。

(委員構成)

第3条 評価会議は，外部委員4名以内をもって構成する。

2 会長は，委員の互選により決定する。

3 会長に事故あるときは，あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 評価会議は，申請者による事業計画等の意見交換会で構成し，必要に応じて事前に施設視察等を行う。

2 会長は，必要があると認めたときは，委員以外の職員及び学識経験者等を評価会議に出席させ，その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 評価会議は公開とする。

2 申請者又は委員からの申し出により非公開とすることができる。

(評価基準)

第6条 評価会議の委員は，申請者を評価する場合には，他の委員の意見も参考にあらかじめ別に定める評価基準に基づいて，総合的に評価するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は会議で知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 その他評価会議の運営に関して必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は，平成23年12月1日から施行する。

(新潟市秋葉区コミュニティセンター等指定管理者候補者選定委員会設置要綱の廃止)

2 新潟市秋葉区コミュニティセンター等指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成20年8月25日施行）は，廃止する。

(新潟市新津地域交流センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱の廃止)

- 3 新潟市新津地域交流センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成21年9月1日施行）は、廃止する。

(新潟市新潟コミュニティセンター指定管理者候補者選定委員会設置要綱の廃止)

- 4 新潟市新潟コミュニティセンター指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成22年8月25日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。